

事 務 連 絡

平成25年4月26日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課

【障害者総合支援法に伴うシステム改修に係る事務連絡No. 3】

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、平成25年3月26日付で【障害者総合支援法に伴うシステム改修に係る事務連絡No. 2】によりお知らせしたところですが、追加のQ&A等を別紙のとおり送付いたしますのでご参考ください。

なお、当事務連絡の内容については、国民健康保険中央会を通じて、各国民健康保険団体連合会に周知する予定であり、都道府県におかれましては、管内市町村及び事業所への周知方よろしくお願いいたします。

【別紙資料】

○ 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A

【連絡先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 給付管理係

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 3009)

E-mail : syougaisystem@mhlw.go.jp

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A

No	区 分	質 問	回 答	備 考
1	障害者の範囲の見直し	インタフェース仕様書(共通編)のコード一覧(14ページ)の項番5障害区分コードに「05:難病等対象者」が追加されたが、身体障害者で難病の場合、「01:身体障害者」、または「05:難病等対象者」のどちらを設定すればよいのか。	主たる障害種別を設定する。 なお、統計については、設定された障害種別に応じて集計されることとなる。	システム担当者説明会資料 (平成25年3月4日開催)
2	その他	インタフェース仕様書(市町村編)の受給者異動連絡票情報(支給決定情報)(18-1ページ)の※4に「なお、開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。」が追記されたが、受給者異動連絡票情報(基本情報)の計画相談支援情報に有効期間(開始年月日及び終了年月日)を設定する項目があるが、そこらには記載がない。基本情報と支給決定情報では、年月日の設定の考え方が異なるのか。	インタフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。受給者異動連絡票情報(基本情報)においても、同様の取扱いとなる。	システム担当者説明会資料 (平成25年3月4日開催)
3	その他	インタフェース仕様書(都道府県編)事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の有無」が追記されているが、現在の報酬告示には都道府県知事への届け出が必要とは記載されていない。平成25年4月より届け出が必要となるのか。	移行準備支援体制加算(Ⅱ)については、平成25年4月以降も届け出の必要はない。インタフェース仕様書の記載誤り。正しくは、別添1のとおりである。なお、平成25年3月4日開催「障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会」資料の12ページに記載されている「PB31」及び「PU17」の点検については、システムでは行われなため、これまでどおり市町村審査で確認いただきたい。	平成25年3月26日付 事務連絡
4	その他	共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所に併設して短期入所事業を実施している場合、事業所台帳(サービス情報)の設定はどのようになるか。	平成25年4月より、事業所台帳(サービス情報)に「主たる事業所サービス種類コード2」を追加している。当該事業所については、「主たる事業所サービスコード1」及び「主たる事業所サービスコード2」に、それぞれ「31:共同生活介護」、「33:共同生活援助」を設定することになる。 なお、事業所台帳(サービス情報)の「主たる事業所サービス種類コード」について、別添2「主たる事業所サービス種類コード」の設定例についてのとおりとりまとめたので、参考にされたい。	新規
5	障害者の範囲の見直し	平成25年3月29日付事務連絡「介護給付費等の支給関係に係る様式例について」でお示した様式例のうち、「様式11号:障害福祉サービス受給者証」及び「様式第12号:地域相談支援受給者証」について、障害種別に「4」、「5」が追加されているが、具体的に「4」を選択する場合、「5」を選択する場合を教えてください。	受給者証を交付するシステムと国保連合会に受給者情報を提供するシステムとが連動していない場合は障害種別欄に「4」を、連動している場合は「5」を選択いただきたい。	新規

6	その他	「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の一部改正について(平成25年3月29日 障発0329第18号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、ホームヘルパー2級課程・3級課程が、それぞれ「居宅介護職員初任者研修課程」及び「障害者居宅介護従業者基礎研修課程」に変更されている。これに伴い、システム上ではどのように請求すれば良いか。	システム上では、当面の間、「障害者居宅介護従業者基礎研修課程」を「3級ヘルパー等により行われた場合」に読み替えて請求するものとする。	新規
---	-----	--	--	----

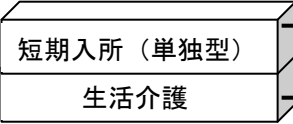
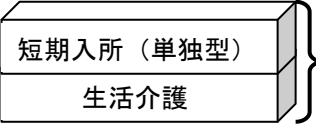
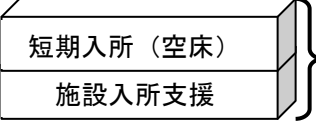
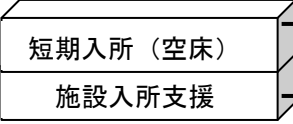
【異動年月日の年月が平成25年4月以降の場合】				主たる事業所サービス種類コード1	福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分	多機能型等定員区分(加算)	移行時運営安定化事業助成の有無	保障単位数(移行時運営安定化)	みなし指定の有無	福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無	緊急短期入所体制確保加算の有無	栄養士配置減算の有無	就労定着実績区分	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)の有無	職業指導員体制の有無	重度知的障害児収容棟設置の有無	肢体不自由児施設重度病棟設置の有無	心理担当職員配置加算の有無	小規模グループケア加算の有無	児童発達支援管理責任者専任加算の有無	障害児施設区分	送迎加算(重度)	主たる事業所サービス種類コード2	延長支援加算の有無	移行準備支援体制加算(Ⅰ)の有無	移行準備支援体制加算(Ⅱ)の有無	共同生活介護夜間支援体制加算(Ⅱ)の有無	共同生活介護夜間支援体制加算(Ⅰ)の有無	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無			
サービス種類	施設等の区分	人員配置区分	障害児施設区分																													
11: 居宅介護										○																						
12: 重度訪問介護										○																						
13: 行動援護										○																						
14: 重度包括										○																						
15: 同行援護										○																						
21: 療養介護		01 I型 02 II型 03 III型 04 IV型 05 V型							○	○																						
22: 生活介護	1 一般 2 小規模多機能 3 当該施設が単独施設 4 当該施設に併設する施設が主たる施設 5 当該施設が主たる施設	01 I型 02 II型 03 III型 04 IV型 05 V型 06 VI型 07 VII型 08 VIII型 09 IX型 10 X型	01 知的障害の場合 02 自閉症の場合 03 盲の場合 04 ろうあの場合 05 肢体不自由の場合		○	○			○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○								
24: 短期入所	1 福祉型 2 医療型				○	○				○	○												○									
31: 共同生活介護		01 I型 02 II型 03 III型								○																		○				
32: 施設入所支援	1 当該施設が単独施設 2 当該施設に併設する施設が主たる施設 3 当該施設が主たる施設		01 知的障害の場合 02 自閉症の場合 03 盲の場合 04 ろうあの場合 05 肢体不自由の場合			○	○		○	○		○			○	○	○	○	○	○	○											
33: 共同生活援助		01 III型 02 IV型 03 I型 04 II型				○				○																			○			
34: 宿泊型自立訓練						○				○				○																○		
41: 自立訓練(機能訓練)					○	○				○																						
42: 自立訓練(生活訓練)					○	○				○																						
43: 就労移行支援					○	○				○			○												○	⊖						
44: 就労移行支援(養成施設)					○	○				○			○												○							
45: 就労継続支援(A型)		01 I型(7.5:1) 02 II型(10:1)			○	○	○			○																						
46: 就労継続支援(B型)		01 I型(7.5:1) 02 II型(10:1)			○	○	○			○																						
52: 計画相談支援																																
53: 地域移行支援									○																							
54: 地域定着支援									○																							

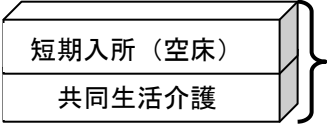
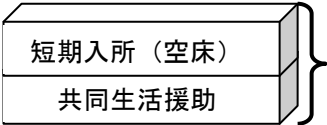
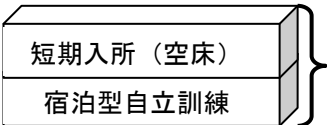

別添 2

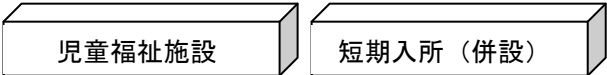
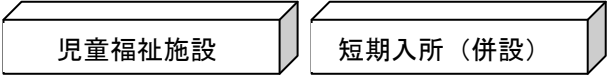
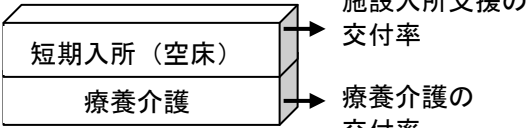
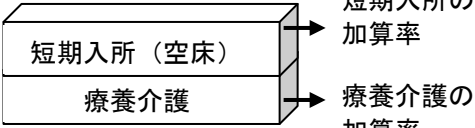
「主たる事業所サービス種類コード」の設定例について

項番	ケース	事業所の形態	「主たる事業所サービス種類コード」の設定内容
1	生活介護のみを提供している事業所の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 : 設定不要
2	主たる事業所において、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を、また、従たる事業所で生活介護を提供している事業所の場合 (事業所番号は同一)		<p>主たる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 : 設定不要 ・自立訓練 : 設定不要 ・就労移行支援 : 設定不要 <p>従たる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 : 設定不要
3	施設入所支援と生活介護を提供している事業所の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 : 設定不要 ・生活介護 : 「32」を設定
4	主たる事業所である障害者支援施設において、施設入所支援、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を、また、従たる事業所で生活介護を提供している事業所の場合 (事業所番号は同一)		<p>主たる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 : 設定不要 ・生活介護 : 「32」を設定 ・自立訓練 : 「32」を設定 ・就労移行支援 : 「32」を設定 <p>従たる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 : 「32」を設定

項番	ケース	事業所の形態	「主たる事業所サービス種類コード」の設定内容
5	主たる事業所である障害者支援施設において、施設入所支援、生活介護及び就労移行支援を、また、従たる事業所において、自立訓練を提供している事業所の場合（事業所番号は同一）	<p>施設入所支援の加算率(※1)</p> <p>生活介護 就労移行支援 施設入所支援</p> <p>主たる事業所</p> <p>自立訓練</p> <p>従たる事業所</p> <p>同一の事業所番号</p> <p>（障害者支援施設と一体的に管理運営されている従たる事業所の昼間実施サービスにおいては、全て施設入所支援の加算率(※1)を適用）</p>	<p>主たる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援 : 設定不要 生活介護 : 「32」を設定 就労移行支援 : 「32」を設定 <p>従たる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練 : 「32」を設定
6	主たる事業所である障害者支援施設において、施設入所支援、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を、また、従たる事業所において、共同生活介護、生活介護及び居宅介護を提供している事業所の場合（事業所番号は同一）	<p>施設入所支援の加算率(※1)</p> <p>生活介護 自立訓練 就労移行支援 施設入所支援</p> <p>主たる事業所</p> <p>居宅介護 生活介護 共同生活介護</p> <p>従たる事業所</p> <p>同一の事業所番号</p>	<p>主たる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援 : 設定不要 生活介護 : 「32」を設定 自立訓練 : 「32」を設定 就労移行支援 : 「32」を設定 <p>従たる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護 : 「32」を設定 共同生活介護 : 設定不要 居宅介護 : 設定不要

項番	ケース	事業所の形態	「主たる事業所サービス種類コード」の設定内容
7	生活介護と短期入所(単独型の短期入所)を提供している事業所の場合 (短期入所のみ提供している事業所の場合を含む。)	<p>【平成24年3月以前の場合】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 : 設定不要 ・短期入所 : 設定不要
		<p>【平成24年4月以降の場合】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 : 設定不要 ・短期入所 : 「22」を設定
8	障害者支援施設において施設入所支援と障害者支援施設の空床を利用する形での短期入所(空床利用型の短期入所)を提供している事業所の場合	<p>【平成24年3月以前の場合】</p>  <p>〔空床利用型の短期入所は本体施設の交付率を適用〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 : 設定不要 ・短期入所 : 「32」を設定
		<p>【平成24年4月以降の場合】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 : 設定不要 ・短期入所 : 設定不要

項番	ケース	事業所の形態	「主たる事業所サービス種類コード」の設定内容
9	共同生活介護と短期入所(単独型以外)を提供している事業所の場合	<p>【平成24年4月以降の場合】</p>  <p>共に共同生活介護の加算率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活介護 : 設定不要 ・短期入所 : 「31」を設定
10	共同生活援助と短期入所(単独型以外)を提供している事業所の場合	<p>【平成24年4月以降の場合】</p>  <p>共に共同生活援助の加算率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助 : 設定不要 ・短期入所 : 「33」を設定
11	宿泊型自立訓練と短期入所(単独型以外)を提供している事業所の場合	<p>【平成24年4月以降の場合】</p>  <p>共に宿泊型自立訓練の加算率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型自立訓練 : 設定不要 ・短期入所 : 「34」を設定
12	一体型指定共同生活介護事業所(または一体型指定共同生活援助事業所)にて、短期入所(単独型以外)を提供している事業所の場合	<p>【平成24年4月以降の場合】</p>  <p>共同生活介護の加算率</p> <p>共同生活援助の加算率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活介護 : 設定不要 ・共同生活援助 : 設定不要 ・短期入所 : 主サ1に「31」を設定 主サ2に「33」を設定 (※2) <p>ただし、平成25年3月以前は、主サ1のみ「33」を設定し、主サ2は設定しない。</p>

項番	ケース	事業所の形態	「主たる事業所サービス種類コード」の設定内容
13	児童福祉施設と一体的に運営を行う短期入所（併設型の短期入所）を提供している事業所の場合	<p>【平成24年3月以前の場合】</p>  <p>（本体施設が介護保険施設や障害児施設等、障害者施設以外の場合は施設入所支援の交付率を適用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所 : 「32」を設定
		<p>【平成24年4月以降の場合】</p>  <p>（本体施設が介護保険施設や障害児施設等、障害者施設以外の場合は短期入所の加算率を適用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所 : 設定不要
14	療養介護事業所と空床を利用する形での短期入所（空床利用型の短期入所）を提供している事業所の場合	<p>【平成24年3月以前の場合】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 療養介護 : 設定不要 短期入所 : 「32」を設定
		<p>【平成24年4月以降の場合】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 療養介護 : 設定不要 短期入所 : 設定不要

※1 平成24年3月以前の場合、「加算率」を「交付率」と読み替える。

ケース別に適用される加算率（交付率）については、別表「ケース別加算率一覧」を参照。

※2 主サ1・・・主たる事業所サービス種類コード1、主サ2・・・主たる事業所サービス種類コード2

【別表】 ケース別加算率一覧

ケース 番号	適用年月	事業所の形態		主たる事業所 サービス種類コード	交付率	加算率	
					(平成24年3月以前)	(平成24年4月以降)	
					処遇改善助成金 (減算なしの場合)	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算
1		生活介護		—	2.00%	1.7%	0.6%
2		主たる事業所	生活介護	—	2.00%	1.7%	0.6%
			自立訓練（生活訓練）	—	2.50%	2.3%	0.8%
			就労移行支援	—	2.70%	2.7%	0.9%
		従たる事業所	生活介護	—	2.00%	1.7%	0.6%
3		生活介護		32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
		施設入所支援		—	2.50%	2.8%	0.9%
4		主たる事業所	生活介護	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
			自立訓練（生活訓練）	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
			就労移行支援	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
			施設入所支援	—	2.50%	2.8%	0.9%
		従たる事業所	生活介護	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
5		主たる事業所	生活介護	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
			就労移行支援	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
			施設入所支援	—	2.50%	2.8%	0.9%
		従たる事業所	自立訓練（生活訓練）	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%

ケース 番号	適用年月	事業所の形態		主たる事業所 サービス種類コード	交付率 (平成24年3月以前)	加算率 (平成24年4月以降)	
					処遇改善助成金 (減算なしの場合)	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算
6		主たる事業所	生活介護	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
			自立訓練	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
			就労移行支援	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
			施設入所支援	—	2.50%	2.8%	0.9%
		従たる事業所	居宅介護	—	15.50%	12.3%	4.1%
			生活介護	32：施設入所支援	2.50%	2.8%	0.9%
			共同生活介護	—	4.70%	3.0%	1.0%
7	平成24年3月以前	短期入所（単独型）		—	2.00%	—	—
		生活介護		—	2.00%	—	—
	平成24年4月以降	短期入所（単独型）		22：生活介護	—	1.7%	0.6%
		生活介護		—	—	1.7%	0.6%
8	平成24年3月以前	短期入所（空床）		32：施設入所支援	2.50%	—	—
		施設入所支援		—	2.50%	—	—
	平成24年4月以降	短期入所（空床）		—	—	2.8%	0.9%
		施設入所支援		—	—	2.8%	0.9%
9	平成24年4月以降	短期入所（空床）		31：共同生活介護	—	3.0%	1.0%
		共同生活介護		—	—	3.0%	1.0%
10	平成24年4月以降	短期入所（空床）		33：共同生活援助	—	6.9%	2.3%
		共同生活援助		—	—	6.9%	2.3%
11	平成24年4月以降	短期入所（空床）		34：宿泊型自立訓練	—	2.3%	0.8%
		宿泊型自立訓練		—	—	2.3%	0.8%

ケース 番号	適用年月	事業所の形態	主たる事業所 サービス種類コード	交付率	加算率		
				(平成24年3月以前)	(平成24年4月以降)		
				処遇改善助成金 (減算なしの場合)	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算	
12	平成24年4月以降	短期入所(空床)	(主サ1)31:共同生活介護	—	3.0%	1.0%	
			(主サ2)33:共同生活援助	—	6.9%	2.3%	
		共同生活介護	—	—	3.0%	1.0%	
		共同生活援助	—	—	6.9%	2.3%	
13	平成24年3月以前	短期入所(併設)	32:施設入所支援	2.50%	—	—	
	平成24年4月以降	短期入所(併設)	—	—	2.8%	0.9%	
14	平成24年3月以前	短期入所(空床)	32:施設入所支援	2.50%	—	—	
		療養介護	—	1.00%	—	—	
	平成24年4月以降	短期入所(空床)	—	—	—	2.8%	0.9%
		療養介護	—	—	—	1.4%	0.5%